

令和5年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年6月9日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第31号 芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第32号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第33号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 議案第34号 芸西村農業委員会委員の任命について
- 議案第35号 芸西村山の家の設置及び管理に関する条例
- 議案第36号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第31号 芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 日程第5 議案第32号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 日程第6 議案第33号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 日程第7 議案第34号 芸西村農業委員会委員の任命について
- 日程第8 報告第1号 令和4年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第2号 令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

招 集 年 月 日 令和5年6月9日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
総務課長	松本 巧	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	常光 紘正	産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和5年6月9日（金）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 岡村 俊彰 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告が提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、9番小松康人君、1番岡村星弥君を指名します。

《日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、6月2日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日6月9日から15日までの7日間とするものです。

本日は、議案第31号から第37号までを一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第31号から第34号の審議・採決を行っていただきます。最後に、報告第1号と第2号の報告を受けることにいたします。

10日から13日までは議案精査のため休会とします。

14日は一般質問を行っていただきます。

15日は、議案第35号から第37号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。

本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月15日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月15日までの7日間に決定しました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 岡村 俊彰 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日は、6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

まず、6月2日に台風2号の接近により線状降水帯が発生、全国各地で災害級の豪雨をもたらし、現在も混乱が続いております。本村においても、線状降水帯の先端部がかかった影響で、午前中を中心に記録的な集中豪雨となり、田畑や家屋にさまざまな形で被害を受けられました皆さまには、改めて心からのお見舞いを申し上げます。

特に、和食川河口部の閉塞対策と、発生頻度が高くなっている集中豪雨などに対する河川の流量計画と河口断面積等の検証については、以前から本村の継続的な課題です。折しも昨日、河川管理者である高知県の県議会産業振興土木委員会による東部地域の視察がありましたので、本村としては平成28年に県が策定した和食川の流量計画について、改めて現在の流量との整合性の検証を行っていただくことについて説明し、お力添えを賜りますよう岡村議長との連名で要望書を提出させていただきました。

今後におきましても、村議会の皆さまのお力添えも賜りながら、県の関係機関に対し早期に具体的な検証を行っていただきますよう、強く働きかけてまいります。

それから、皆さまご承知のとおり新型コロナウイルス感染症は、5月8日より感染症法上の位置付けが、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へと見直されました。しかしながら、注意すべきはウイルス自体の危険性が弱まったわけではなく、病原性や感染力などは依然としてインフルエンザなどより高いことが指摘されており、行動制限の緩和も相まって全国的に感染者数が増加傾向に転じていることは、引き続き警戒を要すべきものと考えております。村としましては、この法令上の位置付け変更にかかわらず、今後も正しい情報をタイムリーに村民の皆さまにお届けすることを念頭に、経済対策などについても適宜状況把握に努めながら検討を重ねてまいります。

さて、本年度予算の執行状況は、年度スタートから2カ月余りと日が浅いため、3月議会での施政方針の説明内容から大きな変更点はございませんが、当初予算に計上した事務事業については、おおむね順調に滑り出していると認識しております。つきましては、主な項目の現況を簡潔にご報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、低所得者支援枠としてエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯への支援事業が実施できることとなり、住民税非課税世帯等に対して3万円の給付金を支給することといたしました。早期の支給を行うため、専決予算を計上させていただき現在、準備を進めております。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として約2600万円が交付される見込みです。エネルギー、食料品などの物価高騰に直面する住民生活の支援となる効果的な事業に取り組んでまいります。

ふるさと納税は、4月に黒潮カントリークラブとロイヤルホテル土佐に設置しました、ふるさと納税自動販売機が大変好評で、順調に寄附を伸ばしております。現在、スマートフォンなどを利用して施設のどこでも寄附の手続きができるような仕組みの導入を検討しております。

ワクチン接種ですが、新型コロナワクチンの接種率は5月末現在で、12歳以上の対象者で3回目の接種を終えられている方が78.6%、4回目の接種を終えられている方が59.0%、5回目の接種を終えられている方が34.8%となっております。

5月8日からは初回接種から3カ月以上が経過した65歳以上の方と、12歳以上64歳未満の方で基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方または医療従事者等を対象とした追加接種が始まっております。希望される方が、早期に接種を受けることができるよう関係機関と協議し、接種体制の整備を行ってまいります。

住民福祉・保健衛生ですが、介護予防事業は、5月にフレイル予防や体力づくりなど健康意識の向上を目的とし、各ふれあいセンターで体力測定を延べ7カ所で行いました。6月から、口腔機能の維持・向上を目的とした、オーラルフレイルをテーマに歯っぴい健口教室を実施しております。

「飲まない・賭けない・吸わない」を掲げた健康マージャン教室は、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間延期していましたが、5月から12月まで全20回の予定で開催してまいります。

保健衛生事業は、本年度中に40、50、60、70歳になる方に、成人歯科健診の案内を通知いたしました。子育て世代包括支援センターC o C o R oは、昨年3月に開設以来、妊娠から子育て期の各種相談や情報提供等を行ってまいりました。現在、子育て世代への支援や情報提供等を目的としたモバイルアプリの開発・導入に着手しており、9月頃の稼働を目指しております。

村の出生数は、平成28年までは年間30人前後で推移していましたが、平成29年頃から年間20人前後となり、コロナ禍の令和2年以降は、年間15人前後と大きく落ち込んできており、少子化が顕著に進んでおります。

このような現状も踏まえ、本年度から新たに子育てコーディネーターとして助産師を配置し、5月からは毎週金曜日に女性相談日を設け、母乳相談や女性特有の病気、心や体に関する相談などにも対応しております。今後も、さまざまな子育て支援や母子保健事業の充実に取り組んでまいります。

本年3月に閣議決定された、子育て世帯生活支援特別給付金事業として、住民税非課税世帯及び家計の急変により非課税相当の収入となった世帯を対象に、児童1人当たり5万円の給付を開始しております。

昨年度に同事業の対象となっておりました世帯へは、指定口座への振り込みを行いました。なお、4月以降に出生した児童及び本年度に新たに非課税となった世帯や家計急変世帯に対し、来年2月末まで申請を受け付け、随時給付してまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民1人当たり1万円分の券を交付する生活支援地域振興券事業に本年度も取り組みます。

重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた方や、事業者の支援を主たる目的とし、支援の効果が直接的に及ぶ事業が推奨されており、物価高騰による影響が大きい食料品等へお使いいただける本事業を実施することといたしました。現在8月中にお届けできるよう準備を進めております。

地籍調査は、昨年度に続き和食乙地区の一部を実施予定で、測量調査委託の発注に向けて準備を進めております。また、事業説明会は7月末に予定しております。

移住促進は、6月10・11日に東京・大阪で開催されます高知暮らしフェアに参加し、芸西村をPRしてまいります。

村が空き家を借り上げて移住者に貸し出す空き家活用促進事業は、西分浜中地区の空き家を貸借契約し改修設計監理業務を委託しました。8月末には設計業務を完了し、9月には改修工事が発注できるよう計画しております。

農業は、任期満了を迎える農業委員会委員は、定数14人に対し同数の応募がありましたので、本議会に任命の同意議案を提出しております。

農業振興は、園芸用ハウス整備事業で繰越しておりました、高度化区分のレンタルハウス1件が完成しました。また、本年度の事業ではレンタルハウス3件、中古ハウス改修1件の事業決定を行っており、事業実施主体による入札が行われ着工しております。

スマート農業推進事業は、交付決定した2つの事業者においてドローン導入及び講習の準備が進められております。

環境制御技術支援は、本年度から県が事業名をハウス等リノベーション事業にリニューアルし、取り組むメニューが拡充されました。それに合わせ、村の事業も従来の環境制御技術支援に加えて、ハウス等の高度化に要する資材の支援を行うため、補正予算を計上しております。

担い手の確保、育成支援は、村内で実践研修を行っております研修生が6月末で研修を修了し、7月から就農となります。今後も、関係機関と連携し技術面や経営面の支援を行ってまいります。

林業は、松くい虫防除対策として地上散布の発注を行いました。7月末までに3回の防除作業を予定しております。

水産は、西分漁港荷捌所改修工事を6月中に発注の見込みで進めており、漁業関係者と調整を図りながら年内の完成を目指します。

ヒラメ稚魚の放流は、5月31日に実施いたしました。

住宅ですが、公営住宅は、旧北芝団地解体について設計業務を発注いたしました。アスベスト調査などを行い7月末には設計を完了させ、9月頃には工事が発注できるよう計画しております。

土木は、交付金事業で行う中学校東側の村道と食東線の改良工事は、幅員を拡幅するため道路擁壁の整備と老朽化した水路の改修工事を発注しており、来年度完成に向けて取り組んでまいります。

道路事業は、幼稚園北の村道猪ノ尻線の転落防止柵設置工事のほか、村道、林道の維持補修、舗装工事を発注しております。

治水対策は、排水機場の維持管理業務やブルドーザー修繕業務を発注しております。また、和食排水機場は補助事業を活用し、長寿命化保全計画に基づいて行うナンバー2ポンプの分解更新工事を発注し、関連議案を提出しております。

環境衛生は、6月18日に芸西村環境の日の清掃活動を行います。地域の皆さまと共に、環境美化に取り組んでまいります。

ゴミの出し方に関する広報は、ホームページへの掲載やお知らせ広報へのQRコードの掲載など、必要に応じて閲覧できるようにしております。今後もゴミの分別や収集日などゴミ出しルールの周知に取り組んでまいります。

消防・防災ですが、消防関係は、消防団総会を5月12日に開催しました。機能別団員も含めた本年度の退団者は6人、入団者は5人となっております。団員も減少傾向にあるため、村民の生命と財産を守るためにも、引き続き団員確保に注力してまいります。

防災関係は、5月28日に高知県総合防災訓練が奈半利港緑地公園をメイン会場として開催されました。関係機関が一同に会し大規模な訓練が行われました。芸西村消防団も水上バイク隊による漂流者の救出訓練と、積み土のう工法の訓練に参加しました。

また、憩ヶ丘運動公園ではサテライト会場として、ヘリサインの作成や浄水器の使用訓練が行われました。

次に、教育です。本年度も昨年度に引き続き、小中学校が県の中山間地域における特色ある学校づくり推進事業の指定を受けております。本事業により、多様な体験活動を通じて子どもたちの社会性を育む取り組みなどを行っております。さらには、学力の伸びなどを継続して把握できるとされている埼玉県学力・学習状況調査を5月9日に行いました。これにより児童・生徒個人の成績の伸びや得意、苦手分野の複数年にわたっての比較が可能となりますので、児童生徒個人への学習支援に生かし、学力向上を目指してまいります。

小中学校の給食費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援メニューを活用し、本年度の2学期及び3学期に限り半額とする補正予算を計上しております。

修学旅行は、小学校は5月21日から23日まで四国内、中学校は5月24日から26日まで関西方面に行きました。

文化資料館・筒井美術館では、4月1日から5月7日まで「懐かしのベーゴマコレクション」、また4月8日から5月7日まで「筒井広道師事・國松勝作品展」を開催し、村内外から186人の来館がありました。5月20日から6月25日まで戦後流行歌を中心に「続・SPレコードを聞いてみよう」と、5月20日から7月30日まで「らんまん」効果を期待し、「筒井広道の描く花・展」を開催しております。

次に、特別会計です。

国民健康保険ですが、4年度の特設健診は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えのため、受診率は対前年度約0.7%減の36.1%となりました。8月1・2日には、村民会館でがん検診、集団健診を予定しております。昨年度同様、時間の効率化を図るため事前予約制で実施いたします。

また、議会でもご質問がございました国民健康保険法に規定する高額療養費の支給申請の簡素化につきましては、申請者の負担軽減等の観点から、6月以降に手続きされる令和5年3月診療分から可能といたしました。該当者には個別にご案内していきますが、当面の間は制度周知もかねて、ホームページや広報誌で広くお知らせしてまいります。

本議会に提案いたしました議案は、専決処分承認2件、専決予算1件、人事案件1件、条例1件、補正予算1件、工事請負契約1件、報告2件の合計9件です。詳細につきましては、担当課長等に説明させていただきますので、ご審議のうえ適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第31号から議案第37号までを一括上程いたします。議案順に順次説明を求めます。
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。議案のご説明をさせていただきます。

議案第31号、芸西村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布をされ、4月1日から施行されることを受けて、芸西村税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止のため、森林整備に必要な財源を安定的に確保する目的で、森林環境税及び森林環境譲与税が令和6年度から課税されることに関連して、森林環境税の賦課徴収の規定や、納税通知書の改正、給与所得及び公的年金に関する特別徴収の改正など。また市町村民税関連では、給与所得者の扶養親族等の申告書の簡素化、優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例の延長。固定資産税では、家屋評価における質問検査権の明確化、土地に係る規定の負担調整率の適用など。軽自動車税関連では、燃費性能等のすぐれた軽自動車について取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例の適用期限の延長などが主な内容となっております。

令和5年3月31日付の専決処分となります。

続きまして議案第32号です。芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、国民健康保険条例参考例の改正及び対応する法令の規定の書きぶりに合わせるため、所要の改正を行うものであります。そのため条例の規定そのものに大きな変更はありません。

専決処分の日は令和5年3月31日付となっております。

続きまして議案第33号です。令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

1ページをお願いします。

令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2423万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4123万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年5月11日付の専決処分となります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

55款10項、国庫補助金、補正額2423万7千円の増。

続きまして3ページです。

歳出。

10 款 5 項、総務管理費 2030 万円の増。

15 款 10 項、児童福祉費 393 万 7 千円の増。

合計 2423 万 7 千円の増となります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、電力・ガス、食料品等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯や、住民税非課税世帯の生活を支援するため、給付金を支給するために必要な予算となります。支給要件の確認や事務手続きの確定後、速やかに支給手続きを進めるため、専決予算とさせていただきます。

子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯の児童 1 人当たり 5 万円を支給するものです。

また、住民税非課税世帯等給付金は、令和 5 年度の住民税非課税世帯等に対しまして、1 世帯当たり 3 万円を支給するものであります。

歳出予算には、支給する給付金のほか、事務用品や郵送料、振込手数料、システム委託費等の予算を計上しております。財源につきましては、全額国庫負担となる予定となっております。

以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

続きまして、議案第 34 号芸西村農業委員会委員の任命についての提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、令和 5 年 7 月 19 日に任期となる芸西村農業委員会委員について、新たに下記の者を任命するために、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

農業委員につきましては、議会の同意を得て、村長が任命することになっております。

農業委員の募集につきましては、令和 5 年 4 月 13 日から 5 月 12 日までの間、村の広報紙及びホームページにおいて公募し、14 名の定員に対し 14 名の応募がございました。

新たに任命する委員の任期は、令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 カ年となります。

ご同意いただきたい者の氏名は、清遠典子、西笛勤、貞廣誠也、川田忠宏、岡村和紀、松本明広、國澤剛、高松勇一、岡村真吾、山崎一義、安岡志乃、都築直美、筒井誠、白石裕二、以上 14 名で、生年月日・住所につきましては記載のとおりであります。

何とぞご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

続きまして、議案第 35 号を説明させていただきます。芸西村山の家の設置及び管理に関する条例、平成 5 年条例第 13 号の全部を改正する。

芸西村山の家は、現在ほとんど活用されていない状況ですが、高知県が取り組んでいます市町村の観光振興への民間活力の導入支援事業におきまして、全国的な知見やノウハウを有する民間企業とのマッチングを仲介している中で、山の家に興味を示している企業もあります。

現行の芸西村山の家の設置及び管理に関する条例は、村直営で運営する内容で制定されていますが、今後の有効活用に当たりましては、民間企業による指定管理制度による運営も選択肢の一つとなります。そのため、村直営での管理に加えまして、指定管理での運営ができる規定を盛り込んだ、設置及び管理に関する条例へと改正するものであります。

続きまして議案第 36 号です。令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4930万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9054万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

55款5項、国庫負担金171万2千円の増。こちらは広域保育の国庫負担金となります。

10項、国庫補助金2596万9千円の増。こちらは新型コロナウイルス関連の交付金で、価格高騰重点支援交付金となります。

60款10項、県補助金71万6千円の増。農業用タンク事業の補助金となります。

75款5項、繰入金2274万9千円の増。財政調整基金の繰入金です。

85款15項、雑入369万1千円の減。こちらは給食費へのコロナ交付金充当による個人負担分の減額となっております。

90款5項、村債185万円の増。こちらは事業費の増額による村債の増です。

続きまして3ページ、歳出です。

10款35項、企画費258万4千円の増。こちらはコロナ交付金事業で、東部観光協議会の宿泊クーポン事業への負担金となっております。

15款5項、社会福祉費3868万7千円の増。こちらでも交付金事業で、村民1人当たり1万円の地域振興券を配布する事業となります。

10項、児童福祉費294万6千円の増。保育所広域入所の負担金です。

25款5項、農業費116万8千円の増。燃料タンク事業の補助金です。

45款20項、幼稚園費313万5千円の増。エアコン設置工事費です。

25項、社会教育費4万円の減。

30項、保健体育費82万5千円の増。村民体育館の照明の修繕料です。

今回の補正につきましては、電力・ガス、食料品等の価格高騰を受けた個人・事業者への支援として、コロナ交付金を活用した地域振興券の発行、宿泊クーポン事業の負担金、学校給食費の減額が主なものとなっております。

節ごとの予算の詳細につきましては、7ページ以降の事業別明細書の説明書におきまして、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いします。

第5表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、一般単独事業。補正前限度額6635万円、補正後の限度額6820万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法について変更はありません。

今回の変更は、起債の対象となる事業費負担金の増額による起債限度額の増額となります。

一般会計補正予算第1号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第37号です。工事請負契約の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的。令和5年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業千原排水機場ナンバー2主ポンプ分解整備工事。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額5280万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額480万円。

4、契約の相手方。香川県高松市林町2507番2。石垣メンテナンス株式会社四国支店支店長恒石新治。

次のページをお願いします。

工事名は省略いたします。

2、工事場所。芸西村和食甲、千原排水機場内。

3、工事概要。老朽化により作動不良を起こす可能性のあるナンバー2主ポンプについて、分解整備を実施し、安定運転を図るものであります。

完成期限、令和6年3月15日。

5、契約金額5280万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額480万円。

6、随意契約の理由。本工事は、ポンプを分解し、老朽化した部品の製作、取替を行うものであります。現在設置しているポンプの知識が必要な業務でありますので、ポンプは各メーカーがそれぞれ独自の技術で作られております。今回の工事について、他社に見積もり依頼をしたところ、対応できない旨の結果でありました。つきましては本工事を履行できる本ポンプを取り扱えるメーカーの石垣メンテナンス株式会社と随意契約を結ぶものであります。

契約書と排水機場の平面図、ポンプの参考図を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

《日程第4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第4、議案第31号芸西村税条例等の一部を改正する条例(専決処分)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第5、議案第32号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決処分)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第32号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第6》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第6、議案第33号令和5年度芸西村一般会計補正予算(専決第1号)の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第7》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第7、議案第34号芸西村農業委員会委員の任命についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

なお、本議案は議案としては1件ですが、その内容は14件ありますので、任命同意については、議案の記載順に、お一人ずつ14回に分けて採決します。

清遠典子氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、清遠典子氏の任命に同意することに決定しました。

西笛勤の任命同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、西笛勤氏の任命に同意することに決定しました。

貞廣誠也氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、貞廣誠也氏の任命に同意することに決定しました。

川田忠宏氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、川田忠宏氏の任命に同意することに決定しました。

岡村和紀氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、岡村和紀氏の任命に同意することに決定しました。

松本明広氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、松本明広氏の任命に同意することに決定しました。

國澤剛氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、國澤剛氏の任命に同意することに決定しました。

高松勇一氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、高松勇一氏の任命に同意することに決定しました。

岡村真吾氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、岡村真吾氏の任命に同意することに決定しました。

山崎一義氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、山崎一義氏の任命に同意することに決定しました。

安岡志乃氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、安岡志乃氏の任命に同意することに決定しました。

都築直美氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、都築直美氏の任命に同意することに決定しました。

筒井誠氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、筒井誠氏の任命に同意することに決定しました。

白石裕二氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、白石裕二氏の任命に同意することに決定しました。

《日程第8》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第8、村長より、お手元に配布いたしましたとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告が提出されております。この際、繰越計算書の説明を順次求めます。

松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

報告第1号、令和4年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

1ページをお願いします。

令和4年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。

10 款 15 項、社会保障・税番号制度システム整備事業、翌年度繰越額 440 万円。

10 款 35 項、事業者支援事業 1 億 3654 万 5 千円。

25 款 5 項、園芸用ハウス整備事業 801 万 4 千円。

25 款 5 項、施設園芸燃油高騰緊急対策事業 1589 万円。

25 款 5 項、肥料価格高騰緊急対策事業 472 万 2 千円。

35 款 10 項、防災・安全社会資本整備交付金事業 7421 万円。

35 款 15 項、地域農業水利施設ストックマネジメント事業 7980 万円。

35 款 15 項、ダム対策事業 800 万円。

35 款 20 項、住宅耐震化促進事業 683 万 2 千円。

35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 1023 万 2 千円。

45 款 5 項、教育施設集約化基本構想策定業務 925 万 4 千円。

以上、合計 3 億 5789 万 9 千円が翌年度繰越額となっております。

事業ごとの予算科目等につきましては、それぞれの繰越予算調書によりご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。報告第 2 号を説明します。

令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

5 款 5 項、県営和食ダム建設事業、翌年度繰越額 5555 万 5 千円。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で報告を終わります。

《散会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

[9 : 47 散会]